

行政不服審査会における調査審議等に係る
様式集（案）

平成 28 年 5 月

高知県

目次

1	様式1 (諮問書)	1
2	様式2 (諮問事件受付処理簿)	4
3	様式3 (主張書面又は資料の提出について (通知))	5
4	様式4 (諮問事件に係る意見について (通知))	7
5	様式5 (諮問の取下げについて)	8
6	様式6 (調査審議手続の併合 [分離] について (通知))	9
7	様式7 (主張書面又は資料の提出の求めについて)	10
8	様式8 (口頭意見陳述申立書)	12
9	様式9-1 (主張書面等閲覧請求書)	13
10	様式9-2 (交付請求書)	14
11	様式10 (主張書面等の閲覧等についての意見について (照会))	15
12	様式11 (答申書の交付について)	17

様式 1

(文書番号)
平成〇年〇月〇日

高知県行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇 様

審 査 庁 名
〇〇 〇〇 印

諮 問 書

〇〇法（昭和（平成）〇〇年法律第〇〇号）〔〇〇条例（昭和（平成）〇〇年高知県条例第〇〇号）〕 第〇条の規定に基づく処分〔処分についての不作為〕に係る審査請求について、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

担当：〇〇〇〇
連絡先：〇〇〇

(別紙) 【処分についての審査請求に係る諮問の場合】

区 分	内 容
1 審査請求に係る処分 (処分の種類) <input type="checkbox"/> 申請拒否処分 <input type="checkbox"/> 不利益処分 <input type="checkbox"/> 事実上の行為 <input type="checkbox"/> その他	(1) 処分の年月日及び記号番号 (2) 処分をした行政庁 (3) 被処分者 (4) 処分の概要
2 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
3 諮問の理由	
4 参加人等	
5 添付書類等	① 審理員意見書 (写し) ② 事件記録 (写し) ③ 諮問説明書 ④ 争点整理表 ⑤ 当該処分の決定通知書 (写し) ⑥ 当該処分に係る申請書 (写し) ⑦ 当該処分に係る審査基準又は処分基準 (写し) ⑧ その他参考資料
6 審査庁担当課、担当者名、電話、住所等	

注 1 3の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため」、「法令に基づく申請の全部を認容することが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載してください。

2 5の⑤から⑦まで書類は、当該書類が事件記録に含まれている場合は、添付不要です。

(別紙) 【不作為についての審査請求に係る諮問の場合】

区 分	内 容
1 審査請求に係る不作為の対象となる処分の申請	(1) 処分の申請年月日及び記号番号 (2) 処分の申請を受けた行政庁 (3) 処分の申請の概要
2 処理期間	<input type="checkbox"/> 法定処理期間 ① 根拠法令 ② 処理期間 <input type="checkbox"/> 標準処理期間 <input type="checkbox"/> 処理期間の定めなし (標準処理期間を定めていない場合)
3 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 審理員意見書 (写し) ② 事件記録 (写し) ③ 諮問説明書 ④ 争点整理表 ⑤ 当該処分に係る申請書 (写し) ⑥ 当該処分に係る審査基準 (写し) ⑦ 当該処分に係る標準処理期間 (写し) ⑧ その他参考資料
7 審査庁担当課、担当者名、電話、住所等	

- 注 1 2の「処理期間」については、該当するものの□にチェックの上、記載してください。
- 2 4の「諮問の理由」については、例えば、「法令に基づく申請から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため」、「法令に基づく申請に対する処分をすることが適切と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載してください。
- 3 6の⑤から⑦まで書類は、当該書類が事件記録に含まれている場合は、添付不要です。

様式 2

諮問事件受付処理簿

諮問 番号	事件名	審査庁 (担当課)	諮問日	担当 書記	処分日	処分の内容 及び理由	審査請 求日	答申 番号	答申日	答申内容	答申書交付 (送付) 日	裁決日	裁決内容	備考

※ 本処理簿は、件数が多い場合には、処分についての審査請求に係る諮問と不作為についての審査請求に係る諮問とを別冊とするが、件数が少ない場合は一緒に一つの簿冊とする。一つの簿冊に処分に係る諮問と不作為に係る諮問とを一緒に記載する場合は、その区分を備考欄に記載する。

様式 3

(文書番号)
平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様
[審査庁名
〇〇 〇〇 様]

高知県行政不服審査会
会長 〇 〇 〇 〇 印

主張書面又は資料の提出について（通知）

あなた [貴庁] は、下記 1 の諮問事件について、行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 76 条の規定に基づき、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記 2 のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成〇年度諮問第〇号
事件名：〇〇〇〇〇〇〇〇

2 主張書面又は資料の提出期限等

(1) 提出期限

平成〇年〇月〇日 (〇)

(2) 提出方法

任意の様式により作成した主張書面又は資料を、持参するか、郵送又はファクシミリで当審査会に提出してください。

また、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 78 条第 1 項の規定に基づき閲覧等に供することがありますので、その適否についてのあなた [貴庁] のお考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、主張書面又は資料に添付してください。

担当：〇〇〇〇
連絡・提出先：〇〇〇

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

平成〇年〇月〇日

高知県行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇 様

氏 名
[審査庁名 〇〇 〇〇 印]

この度貴審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 78 条第 1 項の規定に基づき、審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

- 差支えない。
- 適當ではない。
(適當ではない理由)

()

様式 4

(文書番号)
平成○年○月○日

[審査庁名
○○ ○○ 様]

高知県行政不服審査会
会長 ○○ ○○ 印

諮問事件に係る意見について（通知）

当審査会において下記 1 の諮問事件について調査審議しているところですが、下記 2 のとおり当該事件に対する意見を通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成○年度諮問第○号
事件名：○○○○○○○○

2 意見の内容

当該諮問事件につき、行政不服審査法第 43 条第 1 項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

(理由)

当該諮問事件は、・・・・・・であり、行政不服審査法第 43 条第 1 項第○号に該当すると認められるため。

担当：○○○○
連絡先：○○○

様式 5

(文書番号)
平成〇年〇月〇日

高知県行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇 様

審 査 庁 名
〇〇 〇〇 印

諮問の取下げについて

諮問（平成〇年度諮問第〇号）に係る審査請求事件について、行政不服審査法第 27 条第 1 項の規定に基づく取下げがあったので（注）、当該諮問を取り下げます。

（添付資料）

（例） 審査請求取下書（写し）

担当：〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇

注 諮問の取下げの理由が、行政不服審査法第 27 条第 1 項に規定する「審査請求の取下げ」以外の場合（審査請求に係る処分を取り消す場合等のほか、審査会から諮問不要の通知があった場合など）には、下線の部分の理由に代えて、取下げの理由を簡潔に記載してください。

様式 6

(文書番号)
平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様
[審査庁名
〇〇 〇〇 様]

高知県行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇 印

調査審議手続の併合〔分離〕について（通知）

下記の諮問事件について、高知県行政不服審査会条例第7条第1項の規定に基づき、調査審議の手続を併合〔分離〕したので、同条第2項の規定により通知します。

記

(諮問事件)

注 併合〔分離〕の対象となる審査請求事件を列記する。

担当：〇〇〇〇
連絡先：〇〇〇

様式 7

(文書番号)
平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様
[審査庁名
〇〇 〇〇 様]

高知県行政不服審査会

会長 〇〇 〇〇 印

主張書面又は資料の提出の求めについて

下記 1 の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 74 条の規定に基づき、下記 2 のとおり主張書面又は資料の提出を求めます。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇〇〇〇〇

2 主張書面又は資料の提出

(1) 提出期限

平成〇年〇月〇日 (〇)

(2) 提出を求める主張書面又は資料及び提出方法

任意の様式により作成した主張書面又は資料を、持参するか、郵送又はファクシミリで当審査会に提出してください。

また、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 78 条第 1 項の規定に基づき閲覧等に供することがありますので、その適否についてのあなた [貴庁] のお考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、主張書面又は資料に添付してください。

担当：〇〇〇〇
連絡・提出先：〇〇〇

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

平成○年○月○日

高知県行政不服審査会
会長 ○○ ○○ 様

氏 名 ⑩

[審査庁名 ○○ ○○ 印]

この度貴審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 78 条第 1 項の規定に基づき、審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

- 差支えない。
- 適當ではない。

(適當ではない理由)

様式 8

平成○年○月○日

高知県行政不服審査会
会長 ○○ ○○ 様

住 所
氏 名 [審査庁名 ○○ ○○ 印] 印
電話番号

口頭意見陳述申立書

下記 1 の審査請求に係る諮問事件 [諮問事件] について、行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 75 条第 1 項の規定に基づき、下記 2 及び 3 のとおり口頭意見陳述を申し立てます。

記

1 審査請求 [諮問事件]

- (1) 審査請求年月日 [諮問番号]
- (2) 審査庁名
- (3) 審査請求に係る処分又は不作為の名称 [諮問事件名]

注 諮問番号及び諮問事件名が判明している場合は、審査請求に代えて、諮問番号及び諮問事件名を記載してください。

2 口頭意見陳述を希望する日時

- ①
- ②
- ...

3 行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 75 条第 2 項の規定による補佐人の同伴の許可申請

- (1) 補佐人の同伴を必要とする理由
- (2) 補佐人の住所、氏名、年令及び職業
(住所)
(氏名)
(年令)
(職業)

- 注 1 法人その他の団体にあつては、住所・氏名欄に、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2 の「日時」には、希望する日時を複数記入してください。
 - 3 3 は、審査請求人又は参加人が、補佐人の同伴を希望する場合に記入してください。

平成○年○月○日

高知県行政不服審査会
会長 ○○ ○○ 様

住 所
氏 名 [審査庁名 ○○ ○○ 印] 印
電話番号

主張書面等閲覧請求書

下記 1 の審査請求に係る諮問事件 [諮問事件] に関して貴審査会に提出された下記 2 の主張書面等について、行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 78 条第 1 項の規定に基づき、下記 3 のとおり閲覧を求めます。

記

1 審査請求 [諮問事件]

- (1) 審査請求年月日 [諮問番号]
- (2) 審査庁名
- (3) 審査請求に係る処分又は不作為の名称 [諮問事件名]

注 諮問番号及び諮問事件名が判明している場合は、審査請求に代えて、諮問番号及び諮問事件名を記載してください。

2 求める主張書面等の名称等

【例】

- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

3 希望する閲覧時期 (期間を記載してください。)

様式10

(文書番号)
平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様
[審査庁名
〇〇 〇〇 様]

高知県行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇 印

主張書面又は資料の閲覧等についての意見について（照会）

あなた〔貴庁〕が平成〇年〇月〇日に当審査会に提出した下記の主張書面又は資料について、審査請求人〔審査庁、参加人〕から、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づく閲覧〔写し等の交付、閲覧及び写し等の交付〕の求めがありましたので、当該審査請求人〔審査庁、参加人〕に対する当該主張書面又は資料の閲覧〔写し等の交付、閲覧及び写し等の交付〕について、同条第2項本文の規定に基づき、あなた〔貴庁〕の意見を求めます。

つきましては、あなた〔貴庁〕の意見を、別紙「提出した主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、平成〇年〇月〇日までに、持参するか、郵送又はファクシミリで当審査会に提出してください。

記

提出された主張書面又は資料の名称等

【例】

- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

担当：〇〇〇
連絡・提出先：〇〇〇

提出した主張書面又は資料の取扱いについて

平成○年○月○日

高知県行政不服審査会
会長 ○○ ○○ 様

氏 名
[審査庁名 ○○ ○○ 印]

貴審査会に平成○年○月○日に提出した○○ [具体的な主張書面又は資料の名称を記入] について、行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 78 条第 1 項の規定に基づき、審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

- 差支えがない。
- 適當ではない。
(適當ではない理由)

()

様式11

(文書番号)
平成〇年〇月〇日

審査庁名
〇〇 〇〇 様

高知県行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇 印

答申書の交付について

行政不服審査法第43条第1項の規定による下記の諮問について、別紙答申書を交付します。

記

諮問番号：平成〇年度諮問第〇号
事件名：〇〇〇〇〇〇〇〇

(別紙)

諮問番号：平成○年度諮問第○号

答申番号：平成○年度答申第○号

答申書

第1 審査会の結論

第2 審査関係人の主張の要旨

第3 審理員意見書の要旨

第4 調査審議の経過

第5 審査会の判断の理由